

## 第 1 1 回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 1 1 月 8 日 (火) 午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分

2. 開催場所 立花市民ホール

3. 出席農業委員 (20 名)

1 番	月足 靖彦	2 番	鵜木 利通	3 番	松尾 健一
4 番	牛嶋 徹也	5 番	小川 哲郎	6 番	角 秀次
7 番	馬場 康浩	9 番	中島 秀徳	10 番	仁田原一太
11 番	稲葉 初男	12 番	入江 保生	14 番	今村 嗣範
15 番	増永 勝広	16 番	古賀 則夫	17 番	江崎 潔
18 番	中村 善徳	20 番	中村 輝義	21 番	田村 一彦
23 番	池尻 律芳	24 番	國武 覚		

4. 出席最適化推進委員 (14 名)

1 番	樋口 重樹	4 番	牛島由美子		
8 番	服部 俊光	12 番	上村 洋治	15 番	室園 千秋
18 番	久木原秀登	22 番	八田 久男	25 番	中島 清隆
28 番	井手 洋一	29 番	橋村 茂實	33 番	井上 昌彦
39 番	塩塚 義治	42 番	栗原嘉寿秀	43 番	山口 史登

5. 欠席委員 農業委員 (4 名)

8 番	大坪知美子	13 番	高山 和典	19 番	茅島 澄雄
22 番	三宅 覚				

6. 欠席委員 最適化推進委員 (1 名)

5 番 樋口 祐二

7. 議事日程

第 1 会議の成立

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 議案の上程

第 4 議案の審議

議案第 5 2 号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について

報告第 2 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

議案第 5 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第23号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美  
黒木支所 井上 雄治 立花支所 中嶋 隆裕 上陽支所 松尾 誠  
星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 ただ今、事務局より資料の差し替え等の申し出がございましたので許可しております。まずこのような3件に上る資料の不手際、差し替え、追加資料の配布ミス、色々な点が発生しましたことにつきましても皆様方にご迷惑をお掛けし大変申し訳ありませんでした。心からお詫び申し上げます。それでは総会へ入らせていただきます。本日は令和4年第11回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立  
只今の出席委員の数は農業委員20名、  
農地利用最適化推進委員14名であります。  
会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番稲葉初男委員、12番入江保生委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">( 案件朗読 )</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第52号、八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について、八女市農業振興課より説明をお願いします。</p>
農業振興課	<p>みなさんこんにちは。農業振興課の原と申します。よろしく申し上げます。制度について簡単ではございますけれども、概要を説明させていただきますと思います。この制度につきましては、優良な集团的農地を守るため、今後10年以上にわたり優良農地を確保するものでございます。そのため、通常、農地に家を建てたりする場合には農業委員会に許可申請を行いますけれども、農振農用地となっている土地につきましては、その前段階で農振農用地からの除外手続きが必要になっております。また、逆に農振農用地になっている土地につきましては、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きが必要になっております。</p> <p>なお、農振除外の手続きにつきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①農用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと。</li> <li>②農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。</li> <li>③担い手の農用地利用集積に支障を及ぼすことがないこと。</li> <li>④農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと。</li> <li>⑤農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。</li> </ol> <p>こちらの5要件を満たす必要がございます。</p> <p>また、現在の旧八女市の一部の農地が対象になりますけれども、国営施設機能保全事業という国の事業の受益地となっている土地につき</p>

	<p>ましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項に基づく27号振興計画を策定する必要があり、「当該施設が農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に寄与すると認められる」目的ではないと除外ができないように定められているものでございます。</p> <p>八女市につきましては6月1日～7月15日、12月1日～1月15日の年に2回申請を受け付けており、今回、6月1日～7月15日に受付を行ったものを9月29日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件について意見照会を行うものでございます。除外申請14件、編入申請3件、用途区分の変更1件がございます。詳細につきましては2ページから9ページのとおりになります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>農業振興課の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議 長	<p>農業委員会としましては、農業振興地域からの除外については周辺の営農に影響のないよう、また編入については一層の農業振興に寄与頂くように要請し、申出のとおり適当であると答申することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように答申いたします。 農業振興課は退席されて結構です。</p>
議 長	<p>次に10ページをお願いします。 報告第22号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。 農地法第18条第6項の規定による通知の報告については33件です。総合計について21ページをご確認ください。解約のあった土地82筆のうち、田73筆、畑9筆、合計面積103,918㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。</p>

	<p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 22ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。 申請地、八女市川犬五ノ原876番、登記・現況ともに田、面積938㎡。譲渡人、八女市川犬の 氏の経営縮小と、譲受人、八女市立花町白木の 氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。 申請地、八女市北田形字田尾ノ山766番2、登記・現況ともに畑、面積884㎡。譲渡人、八女市北田形の 氏の相手方の要望と、譲受人、八女市北田形の 氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3番についてご説明いたします。 申請地、八女市本字小平田684番1、登記・現況とも畑、面積370㎡、外2筆、合計面積1,052㎡。譲渡人、八女市本の 氏の高齢による経営縮小と、譲受人、八女市本の 氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。
事務局	4番についてご説明いたします。 申請地、八女市今福字東畑1251番、登記・現況とも畑、面積1,299㎡。譲渡人、八女市今福の 氏の農業廃止と、譲受人、八女市今福の 氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>5番についてご説明いたします。</p> <p>申請地、上陽町北川内字折口2154番1、登記・現況とも田、面積958㎡、外2筆、合計面積2,519㎡。この土地を譲渡人である福岡市南区の 氏の経営縮小と、譲受人である上陽町下横山の 氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町今字古賀ノ原178番1、登記は田、現況は畑、面積349㎡です。この土地を譲渡人、黒木町桑原の 氏の経営縮小と譲受人、黒木町今の 氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町本分字丸山3317番1、登記・現況ともに田、面積1,312㎡、外3筆、合計面積3,522㎡です。この土地を譲渡人、黒木町本分の 氏の経営縮小と譲受人、筑後市大字前津の</p>

	<p>氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。        申請地は、黒木町木屋字先ノ迫5475番1、登記・現況ともに田、        面積597㎡、外1筆、合計面積942㎡です。この土地を譲渡人、        久留米市高良内町の 氏の経営縮小と譲受人、黒木町木屋の 氏        及び 氏の夫である 氏の経営拡大による所有権移転売買の申請        です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。        申請地、立花町原島字中ノ坪793番、登記・現況ともに田、面積        816㎡。譲渡人である立花町原島の 氏の経営縮小と譲受人であ        る立花町下辺春の 氏の経営拡大による所有権移転売買の申請で        す。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>



	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番については、最適化推進委員43番山口史登委員は、八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げていただきますようお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市星野村字黒木谷1、337番1、登記・現況ともに田、面積480㎡、外1筆、合計面積1,029㎡。譲渡人、八女市星野村の 氏の経営縮小と、譲受人、八女市星野村の 氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>山口史登委員は元の席にお戻りください。</p> <p>続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市星野村字久保2312番1、登記・現況ともに田、面積612㎡。譲渡人、八女市本村の 氏の経営縮小と、譲受人、八女市星野村の 氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町木屋字日向3230番1、登記・現況ともに畑、面積169㎡です。この土地を譲渡人、黒木町木屋の 氏の経営縮小と譲受人、黒木町木屋の 氏の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13番についてご説明いたします。</p> <p>申請地、立花町山崎字西柳葉630番2、登記・現況ともに畑、面積160㎡、外1筆、合計面積402㎡。譲渡人である大野城市緑ヶ丘の 氏の遠方による耕作困難と、譲受人である久留米市上津町の 氏の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。          続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番についてご説明いたします。          申請地は、八女市星野村字馬場11945番1、登記・現況ともに田、面積179㎡。譲渡人、八女市星野村の 氏の経営縮小と、譲受人、八女市上陽町の 氏の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。          26ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第54号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、農業委員3番松尾健一委員、5番小川哲郎委員、19番茅島澄雄委員、24番國武覚委員、最適化推進委員6番中島敏彦委員、11番牧口武委員、12番上村洋治委員は、八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げてくださいようお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15番についてご説明いたします。          本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は、所有権移転の案件が3件、利用権設定の案件が136件ございます。          番号1番、申請地、八女市吉田字深町882番、登記・現況ともに田、面積1,068㎡、外1筆、合計面積4,483㎡。こちらを、八女市吉田の 氏より八女市矢部村北矢部の 氏へ売買により所有権移転されるものです。          番号2番、申請地、八女市室園字中ノ沢1329番1、登記・現況</p>

	<p>ともに田、面積277㎡、外3筆、合計面積361㎡。こちらを八女市室岡の 氏より八女市今福の農事組合法人 氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>この農事組合法人は、平成21年から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされております。農地所有適格法人の要件であります法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4点については毎年報告書にて確認しており、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>番号3番、申請地、八女市星野村字杉ノ元4158番、登記・現況ともに畑、面積1,028㎡。こちらを、福岡県田川市の 氏より八女市星野村の 氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>27ページから60ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。総合計については60ページをご確認ください。期間は1年から20年までの新規、再設定、合わせて利用権設定件数136件、利用権を設定する土地312筆、合計面積378,524.8㎡です。</p> <p>今回は新規営農の案件がありますのでご説明いたします。37ページをお願いいたします。</p> <p>申請番号46番、申請地、八女市蒲原字中道端1943番4、登記・現況ともに畑、面積7,355㎡。こちらを、八女市大島の 氏より八女市室岡の 氏へ3年間の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>氏について、ご説明いたします。氏は、新規営農でぶどうを作られる予定です。ぶどう生産者のもとで2年間の研修を受けられており、栽培に関する管理等の指導を受け農作業の知識を身に付けられております。また今後もJAの普及指導員の指導等を受け、経験を積まれる予定です。出荷先はJAの予定です。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        関係する委員さん方は元の席にお戻りください。</p>
議 長	
議 長	

	<p>それでは61ページをお願いします。</p>
議長	<p>報告第23号農地法施行規則第53条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご報告いたします。</p> <p>電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため転用する場合は、農地法施行規則第53条第11号により、農地の転用のための権利移動の制限が除外されます。これにより、農業委員会は事業者からの届を受理することとなっております。</p> <p>申請地は、八女市役所黒木支所から東北東に約1kmの笠原の南原地区及び今の源藏田地区の農地です。譲渡人は、八女市井延の 氏、他2名、譲受人は福岡市中央区の 株式会社 福岡支社長 氏です。申請地は黒木町今字源藏田1893番18、地目は登記・現況ともに畑、面積12㎡、外2筆、合計面積442㎡です。この土地を送配電線路用支持物用地鉄塔用地とされるものです。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご報告いたします。</p> <p>認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、中継施設等を設置する際に転用する場合は、農地法施行規則第53条第14号により、農地の転用のための権利移動の制限が除外されます。これにより、農業委員会は事業者からの届出を受理することとなっております。</p> <p>申請地は、矢部支所から北東へ約1.5kmの場所に位置する農地で、 株式会社 基地局設置統括部部長 氏が八女市矢部村の 氏の土地の一部を貸借されるものです。</p> <p>地番は、八女市矢部村北矢部字飛4539番1、登記・現況ともに畑、面積は140㎡のうち4㎡です。以上ご報告いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

議 長	<p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて62ページをお願いします。</p> <p>議案第55号農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市本にあります 株式会社から北に50m進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、農用区域内にある農地であります。申請目的は営農型太陽光発電設備での一時転用の継続であります。原則許可が出来ませんが、一時的な転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合については、3年間例外的に許可ができるものとされております。</p> <p>申請地は、八女市本字土路越2110番1、登記・現況ともに畑、面積は2,454㎡、外1筆、合計面積8,065.75㎡のうち592.16㎡を一時転用されます。</p> <p>この土地を八女市本の 株式会社代表取締役 氏が営農型太陽光発電設備用地として継続して利用するための申請でございます。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれております。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町本分地区にありますホクト株式会社黒木きのこセンターから、2kmほど西にある長葉山地区にある農地です。</p> <p>農地の区分は、農用区域内農地です。工期の期間は3年以内で代替性がなく農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであれば、一時転用の許可ができるものとされています。申請人は黒木町本分の 氏です。</p> <p>申請地は、黒木町本分字長葉山3645番1、登記・現況ともに田、面積1,472㎡、外1筆、合計面積2,628㎡です。このうち1,830㎡について農地造成されます。</p> <p>豊岡地区水道事業発生土を用いて農地造成をされ、ぶどう作付けを行われるということで3年間の一時転用の申請をされています。</p> <p>10月27日に現地調査を行った結果、申請地の周囲は本人所有の農地に囲まれております。近隣の承諾は不要です。排水は自然流下で東側の既存側溝で、問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて63ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第56号農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市吉田にあります岩戸山歴史資料館より南へ300mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日</p>

	<p>常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は、八女市吉田字辺田ノ上1314番4、登記・現況ともに畑、面積98㎡です。</p> <p>この土地を八女市吉田の 氏が、八女市大島の 氏から譲り受けられまして、駐車場及び家庭菜園用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市津江にあります八女人形会館より東へ200mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市津江字西ノ前772番3、登記・現況ともに畑、面積は92㎡、外39筆、合計面積28,001㎡です。全体計画面積28,028㎡です。</p> <p>この土地を京都府京都市伏見区の株式会社 代表取締役 氏が、八女市津江の 氏他18人から所有権移転及び賃貸借により譲り受け、または借り受けられまして、太陽光発電設備用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地</p>



確認を行った結果、大規模な太陽光発電の要件及び造成工事並びに道路の扱い方等疑問点が提起されたところです。

農地法での転用許可基準では、立地基準及び一般基準があります。立地基準は農地をその営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断します。一般基準は、農地転用の確実性や周辺農地への被害の防除措置の妥当性を審査する基準です。

立地基準では、用途地域であり第3種農地ですので、原則許可となります。

一般基準では、資力及び信用、妨げとなる権利を有する者の同意、行政庁の免許、許可、認可等処分の見込み、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無などが審査基準になります。

まず、資力ですが、通帳残高証明等添付されており、十分事業を行うことができるものでした。妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、具体的には耕作権のある方からは合意解約書が提出され、妨げとなる権利を有する者はございません。

行政庁の免許等については、経済産業大臣より再生可能エネルギー発電事業計画の認定の写し及び九州電力より系統連係承諾の写しが添付されており、問題はありません。

計画面積の妥当性では、一般的に1KWの発電にあたり必要な面積は10~15㎡程度であるとされています。計画では、3573.7KWの電力となっており、3.5haが一般的であります。つまり、計画では2.8haですので、残余する土地はないものと考えられ、計画面積の妥当性はあります。

周辺農地への営農の支障ですが、既存水路及び新規土側溝を設置し、稲の作付けには支障がないように計画されています。また、進入路も確保されています。転用の審査基準に照らし、妥当であると判断します。造成工事を行わず整地のみの計画で、バラスや防草シートは行われません。畔もそのままの状態です。段差については、パネルを支える柱の長さで調整されます。

里道につきましては、フェンスとフェンスの最小幅は農業用の機械が通れるように西から東への道は3.6m、北から南への道は2.5mほどの幅を設けられ、市道及び里道をふさがない計画になっております。なお、電気を送るために道の地下を横断して電線を埋設されますので建設課の占有許可の写しも添付されています。つきましては、転用計画は転用の審査基準に照らし、妥当であると判断します。

	<p>なお、転用の審査基準には該当しませんが、地元住民の説明会では、意見等を伺い、再度説明会で意見を反映させるとのことであり地元住民が納得した上で地元区長との確約書を取り交わし着工するとのことです。地元が納得するまでは着工されないとのことです。生活排水は発生しません。雨水は地下浸透です。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。これより本案件に対する質疑を行います。</p>
農業委員 2 1 番	<p>どこをどのようにされる計画ですか。事務所等はどこですか。津江の行政区ということで詳しく聞きます。ここには大福寺が入っております。何もご存じないのですか。よく調べてください。</p>
事務局	<p>農地転用の審査基準に基づき審査をするべきであり、地元住民との調整につきましては審査基準には入っていません。</p>
農業委員 2 1 番	<p>水はどういう風に流れるのですか。上から下へ流れますよね。あの大きな水路でどのように流れてくるのか知っていますか。</p> <p>あの辺りは、平成24年に被害を受けた地域です。花宗川に突き当たる所が被害に遭ったことをお分かりでしょうか。そこは大福寺ですよ。以前も南側の太陽光発電の際に同じようなことがありました。盛り土をしないということは、前々回ともにいつの間にか盛り土を高くして地元住民に多大なる迷惑を掛けているではないですか。この情報公開も求めましたが、済んだことだという風にされて何もされていません。よく知らないからでしょうか。農地法第5条にはどう書かれていますか。予見されるわけですよ。また予測が外れれば大福寺の町内に逆流します。そういう被害に遭っているのです。これについて何も無いとはどういうことですか。危険が変われば水の流れも変わるのですよ。採決をとっていただいても大丈夫ですが、賛成の方にはそれなりの保障をしてください。</p>
議 長	<p>はい、わかりました。</p> <p>まず質疑に対する答弁が返ってない分がありますが、この案件について反対だということでしょうか。</p>

農業委員 21番	太陽光発電の設置について反対しているわけではありません。安全で安心な生活が送れるようにしていただきたいと思っています。これがどういうことなのか考えてください。
議長	この案件については八女市の現地調査には当然、最適化推進委員さんと農業委員さんが同席されていると思います。まだ理解されていない委員さんもいらっしゃると思いますので説明をお願いします。
農業委員 21番	雨水は地下に浸透するという説明はありましたが、平成24年に地下浸透していれば被害は起こっていないはずですが。しかし被害が起きている。その危険性が重なるわけです。
議長	総会案件として本日審議しておりますけど、現地調査に同席された委員さん、発言をお願いします。
推進委員 28番	あの土地は、大福寺を下に降りて雨は自然浸透という話ではあったのですが、他の地域でも大きな被害が出たというような話は、農業委員21番さんが仰っていましたが、こちらはそこまでの被害は出なかったです。
議長	総会議案として出ている以上、賛成か反対かの採決を取らなければならないので現地調査を行った際の内容を詳しく説明して頂き、皆さんは同意した上で賛否のご意見をお願いします。
事務局	審査基準の中で立地基準、一般基準とあります。その一般基準の中で周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合は、許可できないということになっております。あくまでも、これは農地法による農地転用の審査でございますので、農地転用による生活環境への被害等は農地法上の審査の対象ではございません。
農業委員 21番	まずは農地法から除外されれば農地法以外にはなるわけです。だからその前に審査をきちんとされているかということです。農地法に載っていることが予見されるわけです。現在の農地法のところで、どうするのかという反論しているわけです。

事務局	はい、その反論につきましても私が先程申し上げました通り、営農条件にかかわるものでございます。
農業委員 21番	営農条件ではないでしょう。権利移動の制限でしょう。農地法の農地または農地転用のための権利移動の制限でしょう。では、大福寺の町民の安全安心なところをこのままの状態で確保してくれますか。保障してくれますか。
事務局	営農上支障があるということになれば権利移動について制限することになりますが、保障するかしないか、そういうことは今回審議すべき内容とは趣旨が違います。
農業委員 21番	何が違うのですか。災害が予見されるのですよ。予見されると言っているだけでしょ。水の流れを考えていますか。全部の流れが花宗川のところに一気に集中するわけです。だから浸水を防げなかったということです。そのようなことも考えられなかったのですか。
議 長	<p>はい、では本案件に対して異議だと考えておりますので、これより討論を行いたいと思います。討論は本案件に対して、このまま審議した結果、賛成または反対なのか。まずは賛成の方、反対の方のご意見を伺います。そして討論後、採決する必要がありますので原案の通り決することに異議がないかを挙手によって行いたいと思います。</p> <p>それでは、まず討論をお願いします。本案件に対して賛成の方のご意見を伺います。</p>
農業委員 9番	当該地域の農業委員ではございませんが、この話が出た際に聞きかせてもらいました。その中でその地域の農業者、ほとんどの方に後継者がいなくて農地も耕作が困難な状況で、1人で農地を請け負って耕作をされているということで、後継者がいないため悩んでいるとのことでした。そういった時にこの話が来まして、その方も将来的に私達も安心できると話されていました。その結果、太陽光発電をするとコンクリート造成や水の問題が一番ではないか聞いたところ、現状のまま造成などは一切しないということで、雨水に関しても十分対策をしていると聞き、私としましては問題ないのではないかと考え、こちらには賛同したいと思います。

議 長	次に反対の方のご意見を伺います。
農業委員 2 1 番	よろしいですか。進め方がおかしいのではないですか。私は太陽光発電そのものに反対しているわけではないと先程から言っているのですが、討論は太陽光発電に関することだけでしょう。
議 長	審議し、県知事に進達する形になるので結果的に採決をとることになります。よろしいですか。
農業委員 3 番	先程、農業委員 2 1 番さんが現地調査をし、水の流れを見たということでしたが、これについて説明して頂けませんか。水害に遭われたのであれば、水路関係をどのようにしてもらいたいのか、方向性を教えてください。
農業委員 2 1 番	現地調査で確認した上で言っています。私から説明する必要がありますか。提案者から答弁させるべきだ。
議 長	事務局は提案者ではございません。では席にお戻りください。 今の意見を伺って水路の問題、整備に関して確約をとることが何よりも重要だという意見でございます。農業委員会としては意見として判断したいと思えます。まずこれについては原案のとおり採決をとらなければならないので、異議があれば挙手によって採決をとります。 それでは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
農業委員 2 1 番	私は異議ありです。
議 長	はい、異議あり 1 名。それでは異議がありますので、本案件については挙手によって採決を行います。
農業委員 1 8 番	今の採決前によろしいですか。 私の知人に地権者がおりまして、あの辺りの田んぼの状況を地元の農業委員さんから説明を受けました。周辺はすべて落とし水で一か所に落ちてきます。この図面を見たときに、ひとつも水路が書かれてい

	<p>ません。横に抜けるような水路です。これでは大雨が降った際に、水はどこに流れていくのだろうと、B地区に関しては、たぶんここに残されている田んぼや知人の田んぼに寄ってくるかと思います。A地区については地元の農業委員さんでないとわからないと思いますけど、この設計図は水路が書いてないじゃないですか。地下に浸透するということですけど、田んぼから地下浸透はほとんどないと思います。そのところはどうかお考えでしょうか。</p>
議 長	<p>はい、お静かに。 推進委員28番お願いします。</p>
推進委員 28番	<p>現地確認をしていただいた方は、賛成か反対かということではないと思います。許可した際に、この総会の資料に差し替えてほしいと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局とこちらのほうで確認しました。提出から80日以内までに総会議案として見送ることができるならば、もう一度きちんと相手方と担当地区の農業委員さんたちに、説明をするなどしていただいた上で総会議案として再び挙げることができるのか、ということで確認をいたしました。</p>
農業委員 21番	<p>よろしいですか。先程から言っているように太陽光自体に反対しているわけではないです。例えば大きな溜枧を作るとか、県営住宅のところに堤防を作るなど対策を考えてもらいたいわけです。</p>
議 長	<p>他の農業委員さんからも水の流れや排水の問題がないか報告がないとわからないという意見については、現地調査に行かれた方、担当区域の農業委員さん、今の農業委員さん、最適化推進委員さんを含めて当該地域の委員さん方にもう一度きちんと説明するなどして、その後審議を農業委員会でする再度行うことができるならば、私が会長の権限で審議未了にして再度報告が出せるようにします。</p> <p>今のところ、関係区域からのきちんとした説明と、まとまった意見で挙げていただかないと、本案件については、農業委員会としての判断が非常に難しいということになります。</p> <p>では、一度休憩を挟んで再開したいと思います。</p>

議 長	<p>( 暫時休憩 )</p> <p>それでは、引き続き会議を再開いたします。</p> <p>本案件について事務局が県の方とも内容の確認を行った結果、私がさきほど言っていたように皆さんからのご意見を伺いながら、本案件に対しての採決を見送ることにして保留といたします。それで継続審議として、来月の農業委員会では再度この議案になりますので、その際は必ず可否をとります。これでよろしいでしょうか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>それでは、ただ今の案件についてはそのように取り計らうことに決定いたしました。次に進みます。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、べんがら村より南西へ500mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市宮野字丸田382番1、登記は田、現況は畑です。面積は378㎡です。</p> <p>この土地を八女市稲富の 氏が、八女市宮野の 氏から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で排水され、雨水とともに東側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市大籠にあります八女市立見崎中学校の南側に隣接した農地です。</p> <p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。申請地は八女市大籠字下椎戸木346番、登記現況ともに畑、面積482㎡です。</p> <p>この土地を八女市吉田の株式会社 代表取締役 氏が、大阪府大阪市平野区の 氏から譲り受けられまして、建売住宅用地（1戸）として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽により北側側溝に排水され、雨水も同様です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市本にありますミニストップ八女本店より北東へ200mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は4番と同じです。申請地は八女市本字五案田1337番3、登記は田、現況は畑、面積</p>



	<p>は215㎡です。</p> <p>この土地を八女市本の 氏が福岡市博多区の 氏から譲り受けられまして、車両置き場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。申請者より転用許可申請書に始末書を添付されています。現地確認の際、申請地に一部砂利が敷いてありました。</p> <p>では、始末書を読み上げます。</p> <p>「私は上記の土地に農振法、農地法に対しての認識が薄く、8月の終わりの際、農地に水が浸入し農地に敷石してしまいました。つきましては、農振法及び農地法における事前着工にあたるということで関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしたことを深く反省し、謹んで始末書を添えて深くお詫び申し上げますので、よろしく取り計らいお願いいたします。」</p> <p>また、申請地は八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されているものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市蒲原にありますケイエスゴルフガーデンの南側に隣接した農地になります。</p> <p>農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。申請地は八女市蒲原字榎町1063番3、登記・現況ともに田、面積は417㎡、外</p>

	<p>2筆、合計面積649.38㎡です。</p> <p>この土地を久留米市藤光の株式会社 代表取締役 氏が八女市蒲原の 氏から譲り受けられまして、店舗用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに北側柵から水路に排泄される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所は、黒木町本分地区の国道442号線沿いにあります元アクアメイテニスコート跡である太陽光発電パネルの西側の農地になります。</p> <p>農地の区分は、第3種農地です。内容については2番と同じです。申請地は黒木町本分字上北643番1、登記・現況ともに田、面積は504㎡です。</p> <p>この土地を福岡市東区の株式会社 代表取締役 氏が、千葉県浦安市東野の 氏から購入され、テナントの貸駐車場用地として、利用するための申請です。</p> <p>南側の宅地である本分644番1も購入されており、こちらを飲食店舗用のテナントとして現在の宅地を建て替える計画です。農地を市道の高さまで上げ、今後テナントを借りた事業者への貸駐車場とされる計画となっております。水利委員の承諾はとれています。隣接する農地はありません。</p> <p>10月27日に現地調査を行った結果、造成後、生活雑排水は発生</p>

議 長	<p>しません。雨水は東側の既存側溝へ排水されます。排水に関して特段問題ないと確認しております。以上よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 8 番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8 番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町本分地区にあります市道本分陣ノ内線沿いのディスプレイスカウトドラッグコスモス黒木店から西に 7 0 0 m ほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第 1 種農地と判断します。内容については 1 番と同様です。申請地は黒木町本分字平松 1 4 9 6 番 1、登記・現況ともに田、面積 3 0 1 m<sup>2</sup>です。</p> <p>この土地を福岡市東区の株式会社 代表取締役 氏が、黒木町本分の 氏から購入され、法人が経営する本分 1 5 1 0 番 1 にありますアパートの入居者の追加駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1 0 月 2 7 日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は南側既存側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号9番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、草場公民館より150mほど南西に位置する農地です。</p> <p>農地の区分は、八女市役所立花支所からおおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断します。申請地は立花町山崎畠ケ田865番1、登記・現況ともに畑、面積340㎡。</p> <p>この土地を久留米市荒木町の 氏が、立花町山崎の 氏より譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、南側側溝へ排水される計画です。雨水も雨水枡を通過して同様に排水される計画であり、特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 16時00分 ）</p>